

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉部医務課

法令名	医療法			法令番号	昭和23年法律第205号		
手続名	医療法人の分割の認可			根拠条項	第60条の3第4項		
審査基準	<p>設立の認可に準ずる。特に、事業の縮小又は附帯業務の経営により、医療内容の低下を来すことがないこと。</p> <p>医療法人社団：総社員の同意があるとき " 財団：寄附行為に分割することができる旨の規定がある場合、理事の3分の2以上の同意があるとき</p> <p>社会医療法人、特定医療法人、持分の定めのある医療法人及び医療法第42条の3第1項の規定による実施計画の認定を受けた医療法人は分割することができない。</p>						
	受付機関	保健福祉事務所	処理機関	医務課	交付機関	保健福祉事務所	標準処理期間 90日 標準経由期間 13日